

平成 26 年 10 月 9 日  
消 費 者 庁  
独立行政法人国民生活センター

## 気を付けて、浴槽での首掛け式浮き輪の事故！！

### － 赤ちゃんは御機嫌でも一瞬も目を離してはいけません －

平成 24 年 7 月 27 日、消費者庁と国民生活センターは、首掛け式の乳幼児用浮き輪（以下「首浮き輪」といいます）を浴槽で使用した際に溺水したなどの事故情報が寄せられたことから、使用の際は乳幼児から目を離さないようにするなどの注意喚起を行いました。

しかし、この公表後も同種の事故が 6 件、消費者庁に寄せられました。

実際、首浮き輪を使って入浴している乳幼児は、楽しそうに見え、保護者も安心して、つい、自らの洗髪等別の作業をして目を離してしまいがちです。また、一人で乳幼児をお風呂に入れる際に、首浮き輪を使うと便利等との使用者の感想が個人のブログ等で見られますが、安心しないでください。鼻と口が水に浸かった状態が 5 分以上続けば、極めて重症度が高い傷害が残ることがあります。

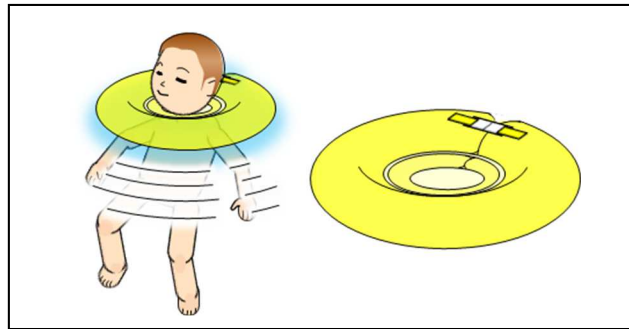
**乳幼児を入浴させる際は、例え御機嫌でも、保護者の皆さんは一瞬でも乳幼児から目を離してはいけません。**

#### 1. 首浮き輪について

##### （１）首浮き輪とは

C 形になっている首浮き輪を乳幼児の首に取り付け、C 形の開口部の首の後ろにして上下のベルトをはめて使用します。

### 首浮き輪



#### (2) 注意表示について（例）

首浮き輪の本体や取扱説明書等には以下のような注意表示が書かれています。

##### A社の注意表示（抜粋）

- ・ あごが首浮き輪の穴から下にさがる状態で使用しない。
- ・ 生後 18 か月かつ体重 11kg までのお子様専用です。
- ・ 保護者の方は目を離さず、お子様に手が届く範囲でお使いください。
- ・ 上下 2 つのベルト（クリップ）をカチリと留めてください。
- ・ 異常があればすぐに使用を中止してください。
- ・ 正しい取り扱いをしなければ、死亡または重傷を負うおそれがあります。
- ・ 空気栓を確実に閉め、空気漏れがないか確認してください。
- ・ 使用中は目を離さないようにして、異変があればすぐに保護者が対応できる状況で使用してください。
- ・ 使用中は首がしまりすぎないか、常に確認してください。
- ・ 装着中は保護者の手が届く範囲でご使用ください。
- ・ 使用時間は必ず 30 分以内にします。

上記は、表示の一例ですが、首浮き輪は、乳幼児を一人にして使うものではなく、使用中は例え、自らの洗髪の間など短時間であっても「目を離してはいけない」、「保護者が対応できる状況で使用」する商品といえます。

## 2. 事故概要

### (1) 事故件数

- ・ 前回の公表（平成 24 年 7 月 27 日）以降、消費者庁には、以下の 6 件の事故情報が寄せられました。
- ・ 被害者は、全て 1 歳未満。いずれも浴槽で発生しています。

表 前回公表後の事故概要（平成 26 年 9 月 25 日現在）

| 発生順 | 事故発生時期       | 被害者       | 症状(入院日数)      |
|-----|--------------|-----------|---------------|
| 1   | 平成 24 年 10 月 | 生後 4 か月 女 | 3 日間入院        |
| 2   | 平成 24 年 11 月 | 6 か月 女    | 3 日間入院        |
| 3   | 平成 25 年 8 月  | 2 か月 男    | 重体（人工呼吸、植物状態） |
| 4   | 平成 25 年 12 月 | 6 か月 男    | 6 日間入院        |
| 5   | 平成 26 年 7 月  | 6 か月 男    | 1 週間入院        |
| 6   | 平成 26 年 7 月  | 8 か月 女    | 即日退院          |

## （２）事事故事例

### 【事例 1】空気は 7 割くらい入れて使っていた※

自宅の浴室で、子ども（4 か月）に首浮き輪を付けて子どもだけを浴槽に入れていた。首浮き輪は、上下のベルトをはめて、空気は 7 割程度入れた状態だった。母親はミルクの準備をし、トイレを使用後に浴室に戻ってみると、子どもが首浮き輪から抜け、うつ伏せになって浮かんでいた。首浮き輪の上下のベルトは外れていなかった。子どもを引き上げると、全身は紫色で、目は見開いており動かなかった。胸を数回押すと口から水が出て、やがて声を出して泣き始めたが、救急車を呼んだ。3 日間入院後、退院。最近、子どもが顎をずらして首浮き輪の内側の縁をモグモグしている様子が見られ、その都度、顎を浮き輪に乗せるようにしていた。今回のお湯の深さは 35 cm で、子どものつま先が浴槽の底につく深さであった。

（事故発生月、平成 24 年 10 月、4 か月、女兒）

### 【事例 2】母親が洗髪中に鼻が塞がった状態になった※

母親と入浴中、子どもは首浮き輪をつけて一人で湯船に入り遊んでいた。母親は洗髪で目を離していた。1、2 分で音が聞こえなくなり、見たところ顔面のチアノーゼが確認され、便を漏らしていた。首浮き輪で鼻が閉塞し、口は水面下にある状態だった。首浮き輪のベルトは締めていたが、やや空気が抜け気味だった。背部を叩打し、2 分ほどで白色のものを嘔吐し意識が回復、10 分ほどで顔色も回復した。夜間救急センターを受診し、経過観察を目的に紹介入院となった。呼吸状態、血液検査、胸部レントゲン写真とも問題なく、軽快退院した。

使用した首浮き輪は、実物を持参していただき、小児科学会および消費者庁の報告と同一のものであることを確認した。

（事故発生月、平成 24 年 11 月、6 か月、女児）

【事例 3】おむつ等の準備のため、1 分ぐらい、浴室を出た

首浮き輪を付けた子ども（6 か月）を浴槽に入れたままで、この日に限って衣服やおむつの準備をするため 1 分ぐらい、浴室を出た。浴室に戻ると、子どもがうつ伏せ状態で底に沈んでおり、首浮き輪はベルトが付いたまま浮いていた。すぐに抱き上げ救急車を呼んだ。1 週間入院し退院した。

周囲の母親から便利だと聞いて生後 1 か月頃から使い始めた。最近、夫から首浮き輪がフワフワなので、空気を入れておいたほうがよいと言われていたが、子どもの首が太くなりこのくらいが苦しくなくてちょうど良いと思い、そのまま使用していた。自分も夫も首浮き輪についての以前の公表は知らず、また、使用しているとき、子どもが楽しそうに喜んでいるので、危険な状況になり得るという認識はなかった。

（事故発生月、平成 26 年 7 月、6 か月、男児）

【事例 4】ミルクの準備のため 2 分位、浴室を出た

浴槽に 30 センチ湯を張り、子ども（8 か月）に首浮き輪を付けてお風呂に入っていた。母親がミルクを作るため浴室を出て、2 分後位に戻ると、浮き輪が外れて子どもが仰向けの状態で底に沈んでいた。慌てて取り上げても泣かず、目は開いているが顔色は悪かった。救急隊が着いた頃に泣き出し、病院に着いた頃には顔色もよく、異常なく即日退院。

（事故発生月、平成 26 年 7 月、8 か月、女児）

※「日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会 Injury Alert（傷害速報）」に掲載された情報に基づいて記述しています。

### 3. 消費者の皆様へ

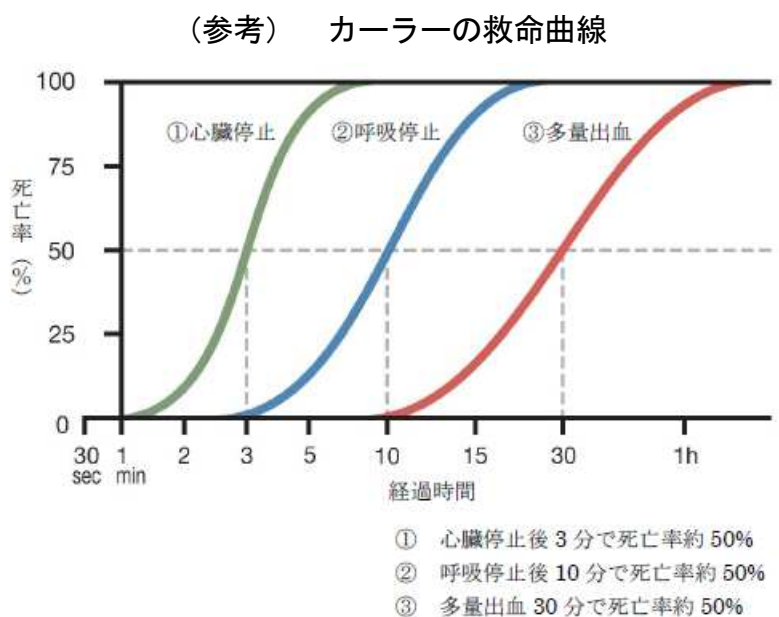
#### (1) 絶対に目を離さない！

首浮き輪を使用中の乳幼児の溺水事故は、いずれも浴槽で発生しています。これらの事故は、保護者が自らの洗髪や衣服を取りに行くなどのわずかな時間、目を離したときに発生しています。そもそも、首浮き輪は目を離さないで使用する商品です。もし首浮き輪を使用するのであれば、取扱説明書等の注意表示をよく読み、絶対に乳幼児から目を離さないようにしましょう。

#### (2) 乳幼児が溺れた事故の発見が遅れると重症化することもある！

救命救急の経験則を示したものとして、「カーラーの救命曲線」があります。このグラフで「呼吸停止」を見ると、呼吸停止後3分弱以内の死亡率は非常に低いですが、呼吸停止後約5分を過ぎると死亡率は急上昇します。また「心臓停止」を見ると、心停止後1分過ぎから死亡率は急上昇します。

乳児の場合、鼻と口が水に浸かった状態が5分以上続けば、極めて重症度が高い傷害、あるいは死亡する可能性があるとも山中龍宏医師(緑園こどもクリニック院長)は指摘しています。



[出所]総務省消防庁パンフレット「FDMA」 [http://www.fdma.go.jp/en/pdf/top/en\\_03.pdf](http://www.fdma.go.jp/en/pdf/top/en_03.pdf)

### （３）空気を十分に入れましょう！

首浮き輪に入れた空気の量が少ない場合事故につながるおそれがあります。空気の量が適切か、漏れていないか、ベルトが外れていないか、また、顎が首浮き輪にのっているかなど、確かめましょう。取扱説明書を十分に読んで注意深く使いましょう。

#### 〔これまでの注意喚起〕

○消費者庁、国民生活センター「首掛式の乳幼児用浮き輪を使用する際の注意について」

（平成 24 年 7 月 27 日）

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120727kouhyou\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120727kouhyou_1.pdf)

[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20120727\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20120727_1.pdf)

○東京都「お風呂で「首輪型の浮き輪」をさせて目を離してしまったら、呼吸停止。救急搬送！～入浴中の乳幼児から目を離さないで～」（平成24年6月25日）

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/attention/ukiwa.html>

○東京消防庁「乳幼児の溺れや窒息に注意！ ～首輪型の浮き輪で救急搬送される事故が発生しています～」（平成24年7月11日）

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kouhouka/pdf/240711.pdf>

#### 本件に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課

河岡 中川 辻野

TEL : 03 (3507) 9137（直通）

FAX : 03 (3507) 9290

HP : <http://www.caa.go.jp/>

独立行政法人国民生活センター

商品テスト部 仲野 松本

TEL : 042 (758) 3165

FAX : 042 (758) 5626

HP : <http://www.kokusen.go.jp/>